

日本比較内分泌学会役員選出規則

第1条 選挙管理委員会（以下、委員会）は3名からなり、本会の選挙の公正な実施に責任を負う。委員の選任は正会員の中から会長が指名し、幹事会の承認を経て、会長が委嘱する。委員会の長は委員の互選により決定する。

第2条 会長は、候補者若干名を幹事会が推薦し、会員の投票により選出する。

第3条 幹事は20名以内とする。幹事選挙の被選挙権を持つものから投票により14名以内を選出し、6名を会長が指名する。

第1項 会員登録

入会の時、氏名、所属機関とその所在地（または住所）、会員区分その他必要事項を登録票に記入する。

第2項 選挙のための会員区分

会員は登録に際し、次の3つの会員区分のうちのいずれか1つを選択する。

I. 動物学、植物学

II. 農学、獣医学、水産学

III. 医歯薬学、化学、物理学

第3項 選挙権

名誉会員および賛助会員を除くすべての会員が会長ならびに幹事選挙の1票の権利を有する。

第4項 被選挙権

5年以上連続して正会員である者が幹事の被選挙権を持つ。但し、会則16条に基づき被選挙権を失う会員を除く。また、会長経験者は幹事の被選挙権を持たず、会長推薦の幹事に含まれないとする。

第5項 投票方法

会長および幹事の選出は、選挙管理委員会より配布された用紙等を用いた投票により行う。幹事選挙は区分ごとに指定された人数までを連記する。次の条項を全て満たすものを有効とする。

1. 所定の投票用紙（電子投票用紙を含む）を用いた投票であること。
2. 指定された投票人数内であること。
3. 指定期日までに受け取ったものであること。

なお、区分ごとの定数は選挙権を持つ会員の数に応じて適正に定めるものとする。

第6項 当選者の決定

会長候補者については、その得票数の最上位の者とする。幹事候補者については得票数の上位のものより14名以内を選出する。同数得票者については正会員歴の長いものを当選者とする。当選者の就任承諾をもって選出を確定するものとする。止むを得ない事情等により就任を辞退した場合は、次点者を繰り上げて選出することができる。

第 4 条 選出された会長ならびにすべての幹事は、選挙後の最初の総会において承認を受け、新年度より職務を引き継ぐ。

第 5 条 この規則は、事務局長の立案に伴って、会長が幹事会にはかり、合議を経て会長が改廃する。

附則 本選出規則は昭和 55 年 10 月 18 日より実施する。

附則 第 1 条および第 2 条（第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 8 項、第 9 項）を改正し、新たに第 4 条を加える。本改正は平成 10 年 7 月 31 日より実施する。

附則 第 2 条（第 2 項、第 7 項）を改正する。本改正は平成 20 年 12 月 8 日より実施する。

附則 第 2 条（第 8 項）を改正する。本改正は平成 24 年 12 月 1 日より実施する。

附則 第 1 条から第 4 条を改正する。本改正は平成 30 年 1 月 1 日より実施する。